

16 二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例

親子会社が一体的な経営を行うものであって、産業廃棄物の適正な収集、運搬又は処理ができる等の基準に適合する旨の**都道府県知事の認定を受けた場合には**、当該親子会社は、産業廃棄物処理業の許可を受けないで、**相互に親子会社間で一体として産業廃棄物の処理を行うことができる**こととなるものです。

【解説】

◎ 二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例に係る認定の基準

[法12条の7関係]

【一体的な経営を行う事業者の基準】

二以上の事業者のいずれか一の事業者（親会社）が、他の事業者（子会社）に対して次のいずれかに該当すること。

- ① 他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額を保有している。
- ② 次のいずれにも該当する。
 - ・他の事業者の発行済株式、出資口数又は出資価額の3分の2以上を保有していること。
 - ・他の事業者に対し、業務を執行する役員を出向させていること。
 - ・他の事業者は、かつて同一の事業者であって、一体的に廃棄物の適正処理を行ってきたこと。

【収集、運搬又は処分を行う事業者の基準】

- ① 認定を受けた事業者内の産業廃棄物の処理について計画を有しており、処理を担う者の役割・責任の範囲が明確であること。
- ② 認定を受けた事業者以外の廃棄物の処理も行う場合は、それぞれ区分して行うこと。
- ③ 認定を受けた事業者以外の者に、認定に係る産業廃棄物の処理を委託する場合は、認定を受けた事業者は共同して、委託を行うとともにマニフェストを交付すること。
- ④ 知識及び技能を有すること。
- ⑤ 経理的基礎を有すること。
- ⑥ 欠格要件等に該当しないこと。
- ⑦ 基準に適合する施設・設備を有すること。など

(1) 認定に係る産業廃棄物の処理に関する報告

認定を受けた事業者は、**毎年6月30日までに**、前年度の1年間における当該認定に係る産業廃棄物の処理に関し、知事又は政令市長に報告書を提出しなければなりません。

(2) 帳簿の記載について

認定を受けた事業者は、帳簿を備え付け、次の事項を記載し保存しなければなりません。

● 収集・運搬を行う場合

当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地、収集又は運搬年月日、運搬方法及び運搬先ごとの運搬量、積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量等

● 処分を行う場合

当該産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地、処分年月日、処分方法ごとの処分量、処分後の廃棄物の持出先ごとの持出量等

(3) その他

- ① 認定証の表示
 - ・認定番号（複数あるときは、それらの全て）等を収集運搬車等の両側面に鮮明に表示する。
 - ・運搬車等に認定証（複数あるときは、それらの全て）の写しを備え付けておく。
- ② 場外保管の届出の適用除外
 - ・認定に係る産業廃棄物の保管は、法第12条第3項及び法第12条の2第3項の規定による場外保管の届出を要しない。